

令和元年度 地域座談会で寄せられた要望・意見・提案の対応方針等

【かなん沢・中里地域集会施設】谷津・かなん沢・中里自治会

要望等 受理年度	No	テーマ	要望・意見・提案の内容	所管課	対応方針等
H30	1	基礎生活圏に相当する自治会の持続について	自治会には課題がたくさんあるが、中でも一番の問題は、自治会役員のなり手がいないということ。そのような状況になった理由を自分なりに考えた。 ①定年の延長があると思う。 ②共働きの家庭が増えたこともあると思う。 ③核家族化もあると思う。 ④アパートの住民が増えたが、その住民が自治会活動に参加することはほとんどない。 ⑤地域に対する帰属感がだんだん薄れている。 自治会は基礎生活圏であると考えているので、それがなくなると個人と町となってしまう。そうなると町も大変になると思う。そのため、何とか自治会を存続できないかと私は考えている。	総務課	91.24%と加入率は徐々にではありますが、減少傾向にあります。近隣市町村に比べ高い水準にはありますが、今後、加入促進を進めていく必要性は非常に感じています。特に若い世帯の未加入世帯が目立ってきているように見え、加入することにより役員や事業に参加することをデメリットと考え、加入に消極的になる傾向にあります。昨年度から転入者に対して加入促進のチラシを配るようしており、今後は広報やホームページ等により災害時の初動時は自治会が中心となることなど、メリットの情報提供を推進し、加入促進を第一に考え町民参加型の自治会及び町政運営となる必要と感じます。 また、本年5月より自治会配達全戸配布を月1回とし、月2回発行していたおしらせ号を月1回とし、広報まつだに情報コーナーとして掲載することとしました。今後も、自治会の負担軽減に努めてまいります。
H30	2		谷戸はあと10年でなくなるかもしれない。何故なら、高齢者が多く若者が少ない。空き家が増えている。そうなると役員どころではなくなってしまう。 今年こうだったから来年こうしようというのがない。前年を踏襲しているだけ。勤めている方が平日に開催される自治会長連絡協議会等に出席できない。それなら開催日を土曜の夜等にするなど取り組みを変えていく。 町とのメールでのやりとりができない。また、ちょっとした資料を郵送で送ってくるが、町のホームページに載せておくだけでよいのではないか。世の中はネットに進んでいるが、行政や自治会は変わっていない。そういう面が若い人には魅力がないのかと思う。若い人と高齢者のギャップについても配慮をしなければならない。	総務課 政策推進課	<総務課・政策推進課> 昨年度の座談会において多くのご要望をいただいたため、自治会長連絡協議会との調整により、令和元年5月より自治会全戸配布を月1回とし、広報につきましては、月2回発行していたおしらせ号を月1回とし、広報まつだに情報コーナーとして掲載することとしました。 また、町とのメールの送受信につきましては、現在は「問い合わせメール」が主なツールとなりますが、その送受信に不具合が生じることがあった際には、大変お手数ですが、ご連絡を賜りますよう、お願いいたします。 なお、自治会と町を繋ぐことのできるツールにつきましては、今後、町公式サイト上などに作成できるよう、自治会、事業者、町で話し合いを行ってまいります。 町としましては、地域の話題や魅力の発信、町民の方々が参加しやすい環境整備に向け、近年の情報化の進展を見据えた中で、変わりつつある皆様の生活スタイル等を踏まえた研究を行い、対策を進めてまいります。
R1	3	自治会役員への負担不足に 対する対策について	・昨年と同じようなテーマで要望を出したが、現状変わっていない。これは、全自治会共通の課題ではないか。 ・30年度の時もそうだが、課題は、高齢化、定年の延長化、地域への帰属感が薄れている。 ・アパートの住人は自治会に入っても活動に参加していただけない。 ・例えば、民生委員といえば、「民生」といった時点で断られる状態。 ・災害があったら隣近所で協力しなければいけないが、わかっていないようである。 ・回覧を回しても、自治会の催し物も一部の役員で運営している状況で困っている。 ・自治会で候補者にお話に行っても…わかってもらえない。 ・子ども会の役員をやめたのも子ども会の役員が嫌だからという流れなので、それを変えていくのは難しい。	総務課	自治会の高齢化、担い手不足はどの自治会でも不安材料の一つになっています。行事に一人でも多くの方が参加できるよう、他の自治会の行事を紹介したり、地域担当制などを利用いただいたり活動の範囲が広がるよう協力してまいります。自治会により規模や考え方が異なるため、すべて同じことをすれば同様の結果が出るものではないと考えます。自治会ごとにバプロメなどを行い自治会の諸問題の解決につなげることも必要かと思えます。
R1	4	空家の増加に対する対策について	・隣の家の草や木を切ってしまうが、個人で勝手に切ってしまうと、後で所有者から責められた時には困ってしまう。町がやった場合どうなのか分からないが、個人がやった場合どうなのか。何かいい方法がないのか。こういう方法を取れば問題ないとか、分かれば紙を貼るとか。 ・空家から木だけでなく虫が湧いている。活用というが、あんなボロイ家に誰が住むのかと。猫が子どもを産む例もある。やたらに中に入れないので、近所の方も困っている。どのような手を取っていくのか、先ほど役場の方で木を切ったりしていきますよというが、このお願いはずいぶん長くお願いしていることだが、自治会役員に来てもらったが、今、石垣も根っこで崩れてしまっていて、子どもたちにも危ないと近所でも話しているが、石垣を自分たちでやってしまったとなれば、先ほどの話、法的に誰がやったとなれば、我々ではできない。近所の人が弁護士に聞いたが、手を出すと責任が発生するから手を付けるなど言われたためどうしようもないという実態がある。 ・自分たちでできるものならやってしまいたい、どこにお願いしてどうすればいいのか…早急に空き家対策をお願いしたい。 ・貸すというが、床など抜けてしまっている。誰も借りない。除草剤も撒けないと聞いている。草は時々鎌で刈ってしまっているが。	定住少子化担当室 安全防災担当室 環境上下水道課	地域でお困りの空家があれば、定住少子化担当室にご連絡ください。関係各課と連携して、対応していきます。 空家対策の原則としましては、活用可能な空家について、家主さんと交渉し、利活用する事を目的としています。老朽化により、活用が難しい空家につきましては、家主様の責任において管理していただくこととなります。 町では現地の確認と所有者の確認を行い、適切な維持管理をするようお願いしていきます。相続放棄や成年後見人制度を利用している建物については、税務課や福祉課と情報共有し、相続人の調査を維持管理をお願いしていきます。 町で行う空家利活用の政策は、所有者自身によるリフォームなど、売買・賃貸の物件となるために必要な改修をしていただいたのち、不動産業者と結びつけることにより、町の空家バンクへの登録に繋げ、町から物件情報を発信しているものになります。所有者の意向から不動産の物件となるまでの手続きを踏まえたうえでということになりますし、移住・定住に繋げていくための政策ですので、全ての空家を利活用していくものではありませんので、ご承知おきいただければと思います。 被害が発生する可能性がある場合は、環境係より所有者へ、対応を促す通知を送るなどの対応をします。
R1	5		・砂利線、従来の引き込み線について、その草が茂っていても（草刈りの要望を出しているが）なかなかやってくれない。今年も5月にやって欲しいと言ったが、7月になると伸びるのでそこまで待ってくださいと。官地でありながらやっていただけではないのなぜか・・・結局やったのは8月の中頃。年3回はやると聞いていたが、それが年3回になるのか。本来、幼稚園児が散歩道にしてもよい道なのに、草が生えていて危なくて通れない。町民からの意見を聞いていながら、やりますやりますと実行しない・・・官地なんだから職員がやるべきだと私は思う。自分の家ならそうするでしょ。業者に任せっきりで、見にも来ない。そんな町政でよいのか。何月と何月と決めずに、職員が現場を見て判断してほしい。	総務課	限られた予算での対応になることから、年2回の対応となります。効果的な時期で実施とします。
R1	6	自由意見	(上記に) 関連して、草を刈ったらそのままにしないで片してほしい。 入口のところに刈ったまま置いてある。 それと、前は町が刈る前と刈った後に写真を撮って確認していたはず。もともとキレイな場所も刈ったことにして、言いなりの金額を払っているはず。前は、刈った草をきちんと片付けてくれていたのに、今はそのまんま。それでいいのか。 財政が厳しいというなら、言いなりにならず、厳しく執行してほしい。	総務課	現場での対応を適正に指示するとともに確認を行います。
R1	7		・引き込み線、12月までかけて整備するとのことだが、仮橋をかけた後も、その後の管理は今と同じか。仮舗装とかするの。そうすると草刈りの面積も変わってくる。その中間に私ども中里の防災倉庫もある。それをどけて欲しいという形になると思うが、その辺りもどんな計画でいるのか、よく分からない。できれば、どんな工事をするのか教えてほしい。	まちづくり課	人道橋完成後の歩道等につきましては、舗装はせず遊歩道として現況のまま活用する予定です。
R1	8		・農業をやっているが鳥獣被害が多い。イノシシとシカが多い。柵の設置に対する町の補助もあるが、鳥獣を取らないことには仕方がない。猟友会もお金になる時期は取ってくれるが、そうでない時期は取ってくれない。松田町には鉄状網があって猟友会も見ているが、くぐってきている。地元の農家の人に管理のお願いをできないか…一般の方にも手当を出せばいい。猟友会にばかり支払いをしなくてもよい。とにかく今の農地の被害の状況を見てもらえれば分かる。町も農業委員会もろくに見ていない。大林や中尾農道を少し走ってみれば分かる。一回巡回してほしい。それで対応策を考えていただきたい。	観光経済課	現在、猟友会は年間を通じて、捕獲活動を実施しております。農業委員会は、年に1度パトロールを実施し農地の利用状況の確認と併せて、有害獣の被害状況も確認しています。また、台風の後については職員で農道の巡視も実施しております。 有害獣による農業被害は、近年増加傾向にあり、被害額も同じく増加しています。これにより耕作意欲の低下が懸念されております。町では、有害獣防止柵設置材料費補助金を予算化しておりますが、広報での周知やJAとの連携により活用促進を図っていきます。 防護柵の補修については、可能な範囲で猟友会にお願いしておりますが、大規模な補修は対応できないため、町としても、今後は計画的な補修を実施してけるよう努めていきます。また、猟友会の協力により、農業者が希望した農地に猟友会がわなを設置し、農業者が見回り、わなにかかった有害獣を猟友会が止め刺ししていただく体制を構築しておりますので、有害獣の被害防止の軽減する対策の一つとして、そちらも有効活用していただければと思います。